

三田市市税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第25条 省略 (市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第26条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由なくして申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>3万円以下</u>の過料を科する。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第27条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5千円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5千円を超える場合に於ては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)</p> <p>(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同条第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額)とする。</p> <p>(1) 当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税総所得金額(以下この項において「課税総所得金額」という。)を有する場合において、当該</p>	<p>第1条～第25条 省略 (市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)</p> <p>第26条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由なくして申告をしなかつた場合においては、その者に対し、<u>10万円以下</u>の過料を科する。</p> <p>2～3 省略</p> <p>第27条～第34条の6 省略 (寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第1号に掲げる寄附金を支出した場合に於ては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。</p>

課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第 1 号アに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195 万円以下の金額	100 分の 85
195 万円を超え 330 万円以下の金額	100 分の 80
330 万円を超え 695 万円以下の金額	100 分の 70
695 万円を超え 900 万円以下の金額	100 分の 67
900 万円を超え 1,800 万円以下の金額	100 分の 57
1,800 万円を超える金額	100 分の 50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第 2 項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100 分の 90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の 5 分の 1 に相当する金額について、第 1 号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第 1 号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

第 34 条の 8～第 36 条の 3 の 3 省略
(市民税に係る不申告に関する過料)

第 36 条の 4 市民税の納税義務者が第 36 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第 7 項若しくは第 8 項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 34 条の 8～第 36 条の 3 の 3 省略
(市民税に係る不申告に関する過料)

第 36 条の 4 市民税の納税義務者が第 36 条の 2 第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合又は同条第 7 項若しくは第 8 項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 37 条～第 53 条の 9 省略

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第 53 条の 10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 53 条の 11～第 64 条 省略

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 65 条 前条第 2 項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について、正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 66 条～第 74 条の 2 省略

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第 75 条 固定資産の所有者（法第 386 条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第 74 条又は法第 383 条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 76 条～第 87 条 省略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 89 条～第 100 条 省略

第 101 条～第 105 条 省略

第 37 条～第 53 条の 9 省略

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第 53 条の 10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかつた場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 53 条の 11～第 64 条 省略

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 65 条 前条第 2 項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について、正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 66 条～第 74 条の 2 省略

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第 75 条 固定資産の所有者（法第 386 条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第 74 条又は法第 383 条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 76 条～第 87 条 省略

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第 88 条 軽自動車等の所有者等又は第 80 条第 2 項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 89 条～第 100 条 省略

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第 100 条の 2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

第 101 条～第 105 条 省略

第 106 条 省略

(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 107 条 前条第 2 項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 108 条～第 132 条 省略

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 133 条 前条第 2 項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、3 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 134 条～第 139 条 省略

(特別土地保有税の減免)

第 139 条の 2 省略

第 140 条～第 151 条 省略

付 則

第 1 条～第 7 条の 3 の 2 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第 105 条の 2 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

第 106 条 省略

(鉱産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 107 条 前条第 2 項の認定を受けていない鉱産税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 108 条～第 132 条 省略

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 133 条 前条第 2 項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2～3 省略

第 134 条～第 139 条 省略

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第 139 条の 2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第 1 項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(特別土地保有税の減免)

第 139 条の 3 省略

第 140 条～第 151 条 省略

付 則

第 1 条～第 7 条の 3 の 2 省略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項又は付則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(2) 第34条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第34条の7第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(3) 前年中の所得について付則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50

(4) 前年中の所得について付則第18条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60

(5) 前年中の所得について付則第16条の3第1項、付則第17条第1項、付則第19条第1項又は付則第20条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達されるときまでに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項又は付則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額（前年の第 33 条第 1 項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

(1) 租税特別措置法第 25 条第 2 項第 1 号に規定する売却価額の合計額に 100 分の 0.9 を乗じて計算した金額

(2) 租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第 33 条から第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 省略

第 9 条～第 16 条の 2 省略

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第 16 条の 3 省略

2 省略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び付則第 7 条の 4 の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 5 項に規定する場合において、第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 2 項第 2 号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第 33 条から第 34 条の 3 まで、第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び前条の規定にかかわらず、法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 省略

第 9 条～第 16 条の 2 省略

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第 16 条の 3 省略

2 省略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条

則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び付則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 16 条の 4 省略

2 省略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び付則第 7 条の 4 の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び付則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

4 省略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 省略

2 省略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項、付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び付則第 7 条の 4

の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第 16 条の 4 省略

2 省略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

4 省略

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 17 条 省略

2 省略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、付則第 7 条第 1 項、付則第 7 条の 3 第 1 項及び付則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用に

の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

第17条の2～第17条の3 省略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 省略

2～4 省略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1

については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

第17条の2～第17条の3 省略

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 省略

2～4 省略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1

項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

第19条の2～第20条 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

第20条の3 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

第19条の2～第20条 省略

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

第20条の3 省略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の4 省略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

3～4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び付則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第20条の4第4項」とする。

(3)～(4) 省略

6 省略

第20条の5～第22条 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(4) 省略

3～4 省略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 省略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第20条の4第4項」とする。

(3)～(4) 省略

6 省略

第20条の5～第22条 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13

条第1項の規定の適用を受けた場合における付則第7条の3及び付則第7条の3の2の規定の適用については、付則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、付則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

三田市市税条例の一部を改正する条例(平成20年三田市条例第28号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>付 則 第1条 省略 (個人の市民税に関する経過措置) 第2条 省略 2～8 省略 9 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例付則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。 10～15 省略 16 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に平成20年改正法第1条の規定による改正後の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」とい</p>	<p>付 則 第1条 省略 (個人の市民税に関する経過措置) 第2条 省略 2～8 省略 9 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例付則第16条の3第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する市民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。 10～15 省略 16 市民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に平成20年改正法第1条の規定による改正後の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」とい</p>

う。)の譲渡(新条例付則第19条の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち
 租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした
 場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同
 法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例付
 則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額
 のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑
 所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令
 の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定め
 るところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡
 所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例付則
 第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額
 (上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用さ
 れる新条例付則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34
 条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分
 の1.8に相当する金額とする。

17~20 省略

21 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例付則第
 20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規
 定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分
 の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」と
 する。

以下省略

う。)の譲渡(新条例付則第19条の2第2項に規定する譲渡をいう。)のうち
 租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした
 場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同
 法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例付
 則第19条第1項の規定により同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額
 のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑
 所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令
 の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項に定め
 るところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡
 所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、新条例付則
 第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額
 (上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用さ
 れる新条例付則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34
 条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分
 の1.8に相当する金額とする。

17~20 省略

21 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例付則第
 20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規
 定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分
 の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」と
 する。

以下省略

三田市市税条例の一部を改正する条例(平成22年三田市条例第15号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>付 則 (施行期日) 第1条 省略 (1) 省略 (2) 付則第19条の3の改正規定及び次条第4項の規定 <u>平成25年1月1日</u> (市民税に関する経過措置) 第2条 省略 2~3 省略 4 新条例付則第19条の3の規定は、<u>平成25年度</u>以後の年度分の個人の市民税 について適用する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>付 則 (施行期日) 第1条 省略 (1) 省略 (2) 付則第19条の3の改正規定及び次条第4項の規定 <u>平成27年1月1日</u> (市民税に関する経過措置) 第2条 省略 2~3 省略 4 新条例付則第19条の3の規定は、<u>平成27年度</u>以後の年度分の個人の市民税 について適用する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

